

宝塚市における中学校部活動の地域移行について

～学校部活動から地域部活動へ～

令和 5 年 (2023 年) 6 月 27 日

文教生活常任委員会所管事務調査

# も く じ

宝塚市における中学校部活動の地域移行について ～学校部活動から地域部活動へ～ <概要> . . . . .	1
宝塚市立中学校の部活動（運動部） . . . . .	3
宝塚市立中学校の部活動（文化部） . . . . .	3
宝塚市立中学校の部活動（総括） . . . . .	4
宝塚市部活動地域移行検討協議会設置要綱 . . . . .	5
令和 5 年度(2023 年度)宝塚市部活動地域移行検討協議会委員名簿 . . . . .	6
宝塚市における中学校部活動の地域移行（Ver. 1） . . . . .	7

宝塚市における中学校部活動の地域移行について  
～ 学校部活動から地域部活動へ ～  
<概要>

## 1 目指す地域移行

- ① 子ども達の部活動における選択肢の維持、拡充と質の向上
- ② 教職員の働き方改革の推進

## 2 具体的な取組

### (1) 廃部が決まっている部活動

- ① 中山五月台中学校サッカー部（令和 4 年 7 月廃部）  
⇒ 中山五月台 F C（令和 5 年 4 月～）・・・ユニーリョ F C 中山（代表：峯田さん）
- ② 宝塚第一中学校サッカー部（令和 5 年 7 月廃部予定）  
⇒ 名称検討中（令和 5 年 8 月～）・・・仁川 S C（代表：藤本さん）

### (2) 一部の学校だけで活動している部活動

柔道部、剣道部、ソフトボール部、男子バレーボール部など、一部の学校だけで活動している部活動を広く、市内の子ども達にも活動機会を確保するため、地域移行に取り組む。

### (3) 部活動の受け皿が確保できた種目

- ① 社会体育団体や文化芸術団体を受け皿とする地域移行
- ② 教員の兼職兼業による地域移行

### (4) 既存のスポーツ・文化芸術活動を生徒に紹介

硬式野球や水泳など、もともと学校部活動にはなかった種目についても、生徒の選択肢の一つとして、様々な活動を紹介する。

## 3 今後の取組

- ① 宝塚市部活動地域移行検討協議会
- ② 生徒、保護者アンケートの実施
- ③ 教員の意向調査アンケート
- ④ 教職員、保護者説明
- ⑤ 今後の具体的なスケジュールの策定

## 4 課題

### (1) 活動場所

#### ① 運動部活動

運動場、体育館利用について、学校部活動を含む他団体との調整

#### ② 文化部活動

(ア) 活動場所が校舎内であるため、建物管理上に課題あり。

(イ) 音楽室を使用する場合、機械警備を個別に管理しなければならない。(要予算)

### (2) 保険

スポーツ安全協会の保険に加入するが、この保険の損害責任保険の支払い限度額が1人当たり1億円で、損害額によっては不足することも想定される。そのため、限度額の引上げについて、スポーツ安全協会の保険会社と協議中。

### (3) 保護者負担

#### ① PTA へのお願い

原則として受益者負担とする。ただし、保護者負担の軽減のため、現在、部活動の運営費を助成しているPTAや生徒会と協議しており、今後、部活動の地域移行に応じて、同様の助成制度の構築を含めて、今まで通りの支援を依頼する。

#### ② 県・国への要望

現在、部活動のために教員が休日に出勤した場合、特別勤務手当として1回あたり2,700円が給付されている。部活動の地域移行が進めば、この特別勤務手当の給付がなくなるので、この範囲では、今後、県や国において地域移行に係る経費の助成制度を構築するよう要望していく。

## 5 教員の兼職兼業

### (1) 根拠

地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条

### (2) 手続き

団体から教員への依頼 ⇒ 校長への相談、了承 ⇒ 教育委員会の許可 ⇒ 従事

### (3) 留意事項

① 兼職兼業の強制の禁止

② 労働基準法と勤務時間との関係

③ 事故が発生した場合の対応

(参考) 宝塚市立中学校の部活動 (運動部)

(人数)

学校名	野球	サッカー	ソフト ボール	バス 男子	バス 女子	テニス 男子	テニス 女子	硬式 テニス	バレー 男子	バレー 女子	卓球 男子	卓球 女子	陸上	剣道	柔道
宝一中	28	23	13	33	11	38	30	—	—	27	32	26	63	—	—
宝塚中	10	34	17	31	20	41	36	—	—	23	36	30	—	8	17
長尾中	44	38	25	59	31	—	—	—	—	36	80	59	—	—	4
西谷中	—	—	—	—	—	10		—	—	—	—	—	17	—	—
宝梅中	36	28	—	33	23	—	36	—	—	—	—	—	80	—	—
高司中	18	14	—	27	24	33	27	—	—	11	—	27	31	—	—
南ひ中	27	39	—	32	26	—	45	—	—	15	—	—	102	—	17
安倉中	11	22	18	35	31	24	48	—	—	—	17	—	33	—	6
中五中	24	5	—	23	21	—	—	18	—	—	28	22	—	—	—
御殿中	21	21	—	30	17	53	34	—	—	22	18	26	72	—	28
光丘中	26	19	—	30	29	35	31	—	23	33	—	—	48	—	—
山手中	43	33	—	37	27	21	45	男24	—	—	41	—	94	—	—

(参考) 宝塚市立中学校の部活動 (文化部)

(人数)

学校名	吹奏楽	コーラス	美術	放送	茶道	茶華道	手作り	理科	化学	琴	パソコン
宝一中	30	—	39	—	16	—	16	—	—	—	—
宝塚中	29	—	29	20	8	—	—	—	24	—	—
長尾中	55	—	56	—	—	—	39	—	—	—	—
西谷中	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝梅中	50	—	32	46	—	—	10	—	—	—	—
高司中	24	—	28	—	—	—	—	—	—	—	—
南ひ中	48	—	36	28	—	16	—	—	—	—	—
安倉中	40	—	28	—	—	19	—	—	—	—	—
中五中	33	—	9	16	—	—	—	—	—	—	—
御殿中	51	24	29	—	—	—	—	—	—	19	25
光丘中	50	—	19	21	—	—	—	18	—	—	—
山手中	45	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—

## (参考) 宝塚市立中学校の部活動 (総括)

(人数)

学校名	生徒数	運動部数	運動部員数	運動部員割合	文化部数	文化部員数	文化部員割合	部数計	部員計	部員割合	無所属人数	無所属割合
宝一中	504	11	324	64.3%	4	101	20.0%	15	425	84.3%	79	15.7%
宝塚中	514	12	303	59.0%	5	110	21.4%	17	413	80.4%	101	19.6%
長尾中	642	9	376	58.6%	3	150	23.3%	12	526	81.9%	116	18.1%
西谷中	39	2	27	69.2%	1	4	10.3%	3	31	79.5%	8	20.5%
宝梅中	449	6	236	52.6%	4	138	30.7%	10	374	83.3%	75	16.7%
高司中	334	9	212	63.5%	2	52	15.5%	11	264	79.0%	70	21.0%
南ひ中	511	8	303	59.3%	4	128	25.0%	12	431	84.3%	80	15.7%
安倉中	457	10	245	53.6%	3	87	19.0%	13	332	72.6%	125	27.4%
中五中	235	7	141	60.0%	3	58	24.7%	10	199	84.7%	36	15.3%
御殿中	579	11	342	59.1%	5	148	25.5%	16	490	84.6%	89	15.4%
光丘中	451	9	274	60.8%	4	108	23.9%	13	382	84.7%	69	15.3%
山手中	555	9	365	65.8%	2	92	16.6%	11	457	82.4%	98	17.6%
合計	5,270	103	3,148	59.7%	40	1,176	22.3%	143	4,324	82.0%	946	18.0%

## 宝塚市部活動地域移行検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 市立中学校における学校部活動の適切かつ円滑な地域移行に向けて、その諸課題に係る検討及び協議を行うため、宝塚市部活動地域移行検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実に関すること。
- (2) 指導者の質及び量の確保に関すること。
- (3) 部活動の内容、時間、場所などに関すること。
- (4) 活動に係る費用及びその負担に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校部活動の適正かつ円滑な地域移行に関して必要な事項

(組織及び任期)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市内のスポーツ団体の関係者 3人以内
- (3) 市内の文化芸術団体の関係者 2人以内
- (4) 市内中学校の学校長 2人以内
- (5) 市内中学校の教頭 2人以内
- (6) 市内中学校の部活動顧問 3人以内
- (7) 市立小学校及び中学校の児童生徒の保護者 3人以内
- (8) 宝塚市働き方改革検討委員会の委員 2人以内
- (9) 市教育委員会事務局の職員 2人以内
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 会員の任期は、2年とする。

3 会員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認める場合は、会員以外の者に意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、学校教育課で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

(別紙)

令和5年度(2023年度)宝塚市部活動地域移行検討協議会委員名簿

区 分	委 員 氏 名	所 属 ・ 役 職
(1)学識経験者	吉田 浩之 (ヨシダ ヒロキ)	群馬大学共同教育学部 教授
	川口 厚 (カガチ アツシ)	桃山学院大学経済学部 准教授
(2)市内のスポーツ団体の関係者	奥村 迪雄 (オクムラ ミチオ)	宝塚市スポーツ協会 会長
	讃岐 吉雄 (ササキ ヨシオ)	宝塚スポーツ協会 副会長
	田名網 陽子 (タナミ ヨウコ)	公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社 理事長
(3)市内の文化芸術団体の関係者	那須 ちひろ (ナス チヒロ)	宝梅中学校 美術部顧問
	岡田 充広 (オカダ ミツヒロ)	西阪神吹奏楽連盟 事務局次長(重複)
(4)市立中学校の学校長	田中 誠 (タナカ マコト)	中山五月台中学校 校長
	後藤 憲一 (ゴトウ ケンイチ)	南ひばりガ丘中学校 校長
(5)市立中学校の教頭	首藤 大典 (シュドウ タイスケ)	高司中学校 教頭
	—	—
(6)市立中学校の部活動顧問	林 久 (ハヤシ ヒサシ)	光ガ丘中学校 教諭
	佐野 圭一 (サノ ケイイチ)	宝塚中学校 教諭
	岡田 充広 (オカダ ミツヒロ)	御殿山中学校 主幹教諭(重複)
(7)市立学校の保護者	石井 宏尚 (イシイ ヒロナオ)	宝塚市PTA協議会 会長
	西海 遥 (ニシウミ ハルカ)	宝塚市PTA協議会 副会長
	有賀 真紀子 (アリガ マキコ)	宝塚市PTA協議会 総務
(8)宝塚市働き方改革検討委員会の委員	村上 貴則 (ムラカミ タカノリ)	良元小学校 教諭
	岡崎 裕 (オカザキ ヒロシ)	宝梅中学校 教諭
(9)市教育委員会事務局の職員	坂本 三好 (サカモト ミヨシ)	宝塚市教育委員会事務局 学校教育部長
	番庄 伸雄 (ハンショウ ノブオ)	宝塚市教育委員会事務局 社会教育部長
(10)教育長が必要と認める者	峯田 歩 (ミネタ アユム)	中山五月台FC 代表
	藤本 一光 (フジモト カズミツ)	仁川SC 代表
	高原 渉 (タカハラ ワタル)	NPO法人宝塚スポーツ&フットボールクラブ理事長

# 宝塚市における中学校部活動の地域移行

(Ver.1)

令和5年(2023年)5月26日現在

宝 塚 市 教 育 委 員 会

# も く じ

第1章	宝塚市の部活動の地域移行 ～学校部活動から地域部活動へ～	
1-1	部活動の意義	1
1-2	部活動の課題	1
1-3	国におけるこれまでの取組み	1
1-4	本市の部活動地域移行の目指す姿	3
1-5	本市の部活動改革の方向性	4
1-6	検討体制 ～宝塚市部活動地域移行検討協議会の設置～	5
1-7	アンケート調査の実施	6
1-8	活動場所の確保（学校施設の開放）	6
1-9	地域移行後の運営費（保護者負担等）	6
1-10	関係者への説明	6
第2章	教職員の兼職兼業による地域部活動の指導	
2-1	教職員の兼業兼職	7
2-2	兼業兼職の手続き	7
2-3	ボランティアとして指導する場合	8
2-4	大会等のスタッフとして地域団体の業務に従事する場合	8
2-5	勤務時間内に大会等のスタッフとして従事する場合	8
2-6	教育委員会の役割	9
2-7	兼職兼業の強制の禁止	9
2-8	労働基準法と勤務時間等との関係	10
2-9	留意事項	11

## 第1章 宝塚市の部活動の地域移行 ～学校部活動から地域部活動へ～

### 1-1 部活動の意義

中学校における部活動は、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど、自主性の育成にも大きな役割を担っていました。

また、異年齢との交流で生徒同士、或いは教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義を有するほか、生徒理解や意欲の向上など、学校運営上の意義もありました。

### 1-2 部活動の課題

長引く少子化に加え、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、各学校においても部活動数や部員数が大幅に減少しています。

また、一部の部活動では、顧問である教員に競技等の経験がなく、専門的な指導が難しい場合があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなってきており、学校単位での部活動の維持が困難な状況になってきています。このほか、休日も含めた部活動の指導や大会等への引率、運営への参画が求められており、顧問を務める教員の時間外勤務の増大をはじめとする業務負担が社会的な課題となっています。

### 1-3 国におけるこれまでの取り組み

学校における部活動に関する厳しい状況は、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁においても、部活動の適正化に向けた改善方法や地域との連携・協働への移行の方策が示されてきました。

#### (1) 「運動部（文化部）活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30.3）

具体的には、平成30年(2018年)3月にはスポーツ庁、同年12月には文化庁がそれぞれ策定した「運動部（文化部）活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、「学校と地域が連携・融合した形での地域におけるスポーツ（持続可能な芸術文化等の活動を行うための）環境整備を進める」ことが示されている。

## **(2)「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」(H31.1)**

平成 31 年(2019 年)1 月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示されました。

## **(3)「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(R2.9)**

令和 2 年(2020 年)9 月には、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中で「中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことが指摘されている。」「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方法やスケジュールを明示するものである。」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示されました。

## **(4)「運動部活動の地域移行に関する検討会議」(R3.10)、「文化部活動の地域移行に関する検討会議」(R4.2)**

数次にわたる部活動改革の取組を受けて、スポーツ庁では、令和 3 年 10 月に、文化庁では令和 4 年 2 月に検討会議を設置し、①「新たなスポーツ環境」、「新たな文化芸術等に親しむ環境」の在り方やその充実方策、②「スポーツ団体等」、「文化芸術団体等」の整備や支援、③「スポーツ指導者」、「文化芸術等の指導者」の質の確保・量の確保方策、④「スポーツ施設」、「文化施設」の確保方策、⑤「大会」、「大会・コンクール」の在り方、⑥「会費」や「保険」の在り方、⑦「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方、及び達成時期などについて、多様な視点から集中的な検討が行われました。

## 1-4 本市の部活動地域移行の目指す姿

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することが求められています。

本市では、昨年度から本年度においても、既に一部の部活動が廃部や廃部を予定しており、生徒のスポーツや文化芸術等における活動の選択肢が減少しています。

こうした中、本市では、中学生のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を着実に確保していくためには、学校部活動の教育的意義や役割について継承・発展させつつ、必要性に応じて段階的に地域移行していくことを基本とします。

そのため、以下の3点を本市における部活動地域移行の目指す姿として取組みます。

### (1) 機会を確保します

少子化の進展により、中学校の生徒数は大幅に減少する中、将来にわたり本市の子どもたちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保します。

### (2) 部活動の教育的意義や役割を継承・発展させます

部活動の教育的意義や役割は、地域単位の部活動においても継承・発展させ、新しい価値を創出するよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整備します。

### (3) スポーツ団体・文化芸術団体等の組織化と指導者や施設を確保します

部活動の地域移行は、単に部活動を学校から切り離すものではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境や文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちが多様なスポーツや文化芸術等の体験機会を確保します。

そのため、適正なガバナンスを確保したスポーツ団体や文化芸術団体等が組織化され、指導を希望する教員を含む指導者やふさわしい施設を確保し、適切な活動時間の中で複数種目から選択した活動に参加するなど、多様な活動を提供します。

## 1-5 本市の部活動改革の方向性

本市の部活動の運営状況を鑑みれば、今後、これまでと同じような活動を維持することは困難な状況になることが想定されます。

こうした中、中学生の視点に立って、スポーツ、文化芸術等に親しむ機会を着実に確保していくための改革の方向性として、以下の6点について取組を進めていきます。

### (1) 既に廃部が決まっている部活動から地域移行を進めます

令和4年度又は令和5年度に廃部する部活動から優先して、また、今後のモデル実施として地域移行に取り組めます。

- (ア) 令和4年度の中体連後に廃部した中山五月台中学校のサッカー部を令和5年度から地域移行により、活動を再開します。
- (イ) 令和5年度の中体連後に廃部する宝塚第一中学校のサッカー部の地域移行に取り組めます。活動の開始時期は、今後、関係者で協議を進め、決定します。

### (2) 既に一部の学校だけで活動している部活動の地域移行に取り組めます

柔道部や剣道部、ソフトボール、男子バレーボール部など、一部の学校だけで活動している部活動の地域移行に取り組めます。

### (3) 社会体育団体・文化芸術団体等の受け皿（担い手）の確保が出来た種目の地域移行に取り組めます

市内の社会体育団体や文化芸術団体等（個人含む）から地域移行の受け皿を発掘し、既存の部活動の地域移行に取り組めます。

そのため、運動部活動では、本市の体育協会と、文化部活動では、様々な文化芸術関係の連盟や協会とそれぞれ連携して受け皿（担い手）の確保に努めます。

### (4) 指導を望む教員の兼職兼業による地域移行に取り組めます

教員の中には、部活動の地域移行後も引き続き、指導を望む教員がいます。こうした教員には、兼職兼業の許可により、引き続き、地域移行後の部活動の指導ができるよう制度を構築します。

#### (7) 兼職兼業の手続き

報酬や謝礼が生ずる場合に手続きが必要となります。

#### (4) 職務専念義務の免除の承認

勤務時間内に兼職兼業先の業務に従事する場合に申請及び承認の手続きが必要となります。

#### (7) 従事時間の制限

学校における労働時間（在校等時間）と地域団体における労働時間を合算した時間から法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）を差し引いた時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内となる必要があります。

#### (5) 学校外のスポーツ・文化芸術団体との連携により子ども達の選択肢を広げます

硬式野球や水泳など、もともと学校部活動にはなかった種目についても、生徒の選択肢の一つとして、様々な活動を紹介します。

#### (6) 上記（1）から（5）の取組を進める中で、長期的な部活動の地域移行の具体策を検討します

上記（1）から（5）の取組を進める中で、地域移行が出来ていない部活動の地域移行の進め方について、具体的な方策を検討し、改めて計画を策定します。

### 1-6 検討体制 ～宝塚市部活動地域移行検討協議会の設置～

今後、部活動の地域移行を協働により進めるため、社会体育団体や文化芸術団体の代表者、学校長・部活動顧問の代表者、保護者の代表者等で構成する「宝塚市部活動地域移行検討協議会」を設置し、具体的に検討を進めます。

また、宝塚市教育委員会事務局内に「部活動地域移行庁内検討会」を設置するとともに、校長会の役員と教育委員会幹部職員との意見調整を行う「校長会との意見調整会」や教職員の代表者からも意見を聞く場として「働き方改革検討委員会」により、総合的に意見集約・調整を行い、日々、子ども達と接する教員や地域移行を担う地域の方々の意見をお伺いしながら進めていきます。

## 1-7 アンケート調査の実施

部活動の地域移行の進め方や課題の抽出、その対応等を検討するためには、保護者、生徒及び教職員の意向を把握する必要があります。そのため、保護者・生徒、教職員を対象とした意向調査を実施します。

## 1-8 活動場所の確保（学校施設の開放）

現在の部活動を地域に移行した場合、原則として、活動場所はそれまで使用していた学校施設を目的外使用で開放します。（可能な範囲で部室を含む）

そのため、運動部活動では、運動場や体育館の利用調整が出来る仕組みを構築することと、文化部においては、校舎内を使用することから、セキュリティ等の施設管理面の整理を進めます。

※吹奏楽部は音楽室を使用することから、機会警備を校長室や職員室等の管理諸室から分割しなければならない。（予算措置要）

## 1-9 地域移行後の運営費（保護者負担等）

地域移行後の運営費は、原則として受益者負担とします。

ただし、現在の学校部活動は、生徒会、P T A（育友会）、市により、運営に係る経費の一部を助成しています。このほか、休日に部活動の指導に当たった教員には手当が支給されているなど、既存の部活動を維持するために支出している経費は、出来る限り、今後も継続して支出していただくよう、各種団体や関係機関と協議、調整を進めます。

- (ア) 各学校へ部活動の運営費を調査
- (イ) 国・県への要望
- (ウ) P T Aへの相談、依頼

## 1-10 関係者への説明

部活動の地域移行については、教員をはじめ、保護者、生徒に十分な周知が来ていません。そのため、まずは教員（校長、教頭、部活動担当教諭）を対象とした説明会を実施するとともに、宝塚市P T A協議会、市議会に対して説明する機会を設けていきます。併せて市のホームページにも特設サイトを開設し、市民への周知に努めます。

## 第2章 教職員の兼職兼業による部活動の指導について

### 2-1 教職員の兼職兼業

公立学校の教職員は、

- ① 当該教職員が希望する場合であって
- ② 地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
- ③ サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合に兼職兼業を行うことができます。

#### 【地方公務員法（昭和25年法律第261号）】

（営利企業への従事等の制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第1項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

#### 【教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）】

（兼職及び他の事業等の従事）

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第1項の場合においては、地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

### 2-2 兼職兼業の手続き

地域団体の活動に従事することを希望する教職員は、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事する場合は、

- ① 兼職兼業希望先からの依頼状を基に
- ② 上司である校長等への相談、了承の上、
- ③ サービスを監督する教育委員会のサービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、
- ④ 地域団体の活動に従事することになります。

【宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程（平成4年教育委員会訓令第3号）】

（営利企業等の従事）

第15条 職員は、地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業等に従事しようとするときは、営利企業等従事許可申請書（様式第3号）をあらかじめ教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 職員は、教特法第17条第1項も規定により教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、兼職等承認申請書（様式第4号）をあらかじめ教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

## 2-3 ボランティアとして指導する場合

地域団体で指導を希望する教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可は不要です。

ただし、ボランティアであっても労務の対価として謝礼があるもの（有償ボランティア）については、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要になります。

## 2-4 大会等のスタッフとして地域団体の業務に従事する場合

大会等のスタッフとして大会等の運営に参画（従事）する教職員は、大会等の主催者から、大会等のスタッフとなることを委嘱され、大会等の主催者の一員として大会等に従事する場合、大会等の主催者が官民であるかに関わらず、委嘱報酬を得て従事するときは、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要になります。

この場合、大会等の主催者からの依頼状を基に教職員から校長へ相談し、了承の上、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要になります。

## 2-5 勤務時間内に大会等のスタッフとして従事する場合

大会等が教職員の勤務時間内に開催される場合は、併せて職務専念義務の免除の承認手続きが必要になります。

【宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程（平成4年教育委員会訓令第3号）】

（職務に専念する義務の免除）

第13条 職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づき、職務に専念する義務の免除（以下「専免」という）を受けようとする場合は、職務専念義務免除申請書をあらかじめ教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 職員が、教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づいて、専免の承認を受けようとするときは、研修の目的、場所、期間等を記載した研修計画書をあらかじめ校長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 職員は、前項の研修を行ったとき、当該研修終了後、速やかに研修報告書を校長に提出しなければならない。

## 2-6 教育委員会の役割

### (1) 兼業兼職の手続き

地域団体での活動に従事することを希望する教職員の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、服務監督を行う教育委員会は、必要な関係法規・運用の見直しを行うとともに、兼職兼業制度や手続き等の理解促進に向けて、部活動を単とする部署や各学校、地域団体や学校等への関係法令や手続きの周知をはじめ、関係部署が連携して対応することが重要です。

#### 【宝塚市公立学校県費負担教職員服務規程（平成4年教育委員会訓令第3号）】

（営利企業等の従事）

第15条 職員は、地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業等に従事しようとするときは、営利企業等従事申請書（様式第3号）をあらかじめ教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 職員は、教特法第17条第1項も規定により教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事しようとするときは、兼職等承認申請書（様式第4号）をあらかじめ教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (2) 保護者や地域への周知

教育委員会は、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、部活動の地域移行の趣旨や目的、子ども達の活動機会の確保、持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教職員の兼職兼業の必要性等について説明する必要があります。

## 2-7 兼職兼業の強制の禁止

地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条に基づく兼職兼業の許可の仕組みは、あくまで他の職や業務について兼職兼業をすることを教職員が希望する場合に、服務を監督する教育委員会が許可するものです。

そのため、教職員が地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにも関わらず、当該教職員にその業務に従事させることはありません。

また、学校の管理職や周囲の教員、保護者、地域等による黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させるようなことは、本人が希望しているとみなされないことから、教育委員会が許可するに当たっては、本人の意思等を十分に確認することが重要です。

## 2-8 労働基準法と勤務時間等との関係

### (1) 労働時間の通算等

教員が兼職兼業により地域団体に雇用された場合、学校における労働時間（休特法第2条第2項の教育職員は、正規の勤務時間と「超勤4項目」の業務を時間外勤務として命じられて当該業務に従事した時間を合算した時間）と地域団体における労働時間を通算します。

### (2) 労働時間

教員の心身の健康を確保するため、当該教員も学校における労働時間と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法に規定されている法定労働時間（原則として1日8時間、1週間40時間）を差し引いた時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出せません。ただし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（「以下「給特法」という。」第2条第2項の教育職員の場合は、この労働時間には「超勤4項目」に関する業務に従事する時間のみが通算されることとなりますが、令和2年の文部科学省からの「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の趣旨も踏まえ、在校等時間についても通算の対象として扱い、在校等時間も含めて通算された時間から法定労働時間を差し引いた時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれるのかどうか確認・判断することとなります。

### (3) 時間外労働

この場合において、まず、兼職兼業の開始前において、学校における所定の勤務時間と地域団体における所定の労働時間とを通算した労働時間が労働基準法に規定されている法定労働時間（原則として1日8時間、1週間40時間）を超える場合は、後から労働契約を締結する地域団体における当該超える部分が時間外労働となります。

また、兼職兼業の開始後において、学校における所定外労働時間と地域団体における所定外労働時間とを当該所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合は、当該超える部分も時間外労働となります。

#### (4) 36協定

時間労働については、それぞれ当該時間外労働を行わせる主体において、いわゆる36協定の定めるところにより、かつ、労働基準法第37条の規定等に基づき、割増賃金を支払う必要があります。

ただし、既に教育委員会に任用されている教員については、地域団体において兼職兼業を行う場合であっても、教員としての業務については、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項等の規定により、教育委員会において36協定の締結や割増賃金の支払いは不要であり、地域団体における業務について、地域団体において36協定の締結や割増賃金の支払いが基本的に必要となります。

なお、地域団体において、既にいわゆる36協定が締結されている場合は、兼職兼業を行う教員のために新たに36協定を締結する必要はなく、当該既存の36協定の範囲内で兼職兼業をさせることができます。

#### (5) 在校等時間

地域部活動として地域団体の業務に従事している時間は、仮に勤務する学校の運動場や体育館等の学校施設において行われる活動であっても、学校教育活動に関する業務には当たらないため、在校等時間には含めないよう留意してください。

## 2-9 留意事項

### (1) 学校運営

兼職兼業の許可を行う場合、関係法令に基づいて判断することはもとより、児童生徒の学びの保障や教員の健康管理など、学校運営に支障がないことや、保護者や地域への説明責任が果たせるよう（信用失墜行為とならないよう）十分に留意して判断することが重要です。

### (2) 学校部活動と切れ目がない地域部活動

形式的には運営主体である地域団体が学校とは別に存在したとしても、その活動に係る教員の業務が引き続き校長等の指揮監督下にあると判断されるような場合は、当該活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部であるとみなされ、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理されることに留意してください。

例えば、平日において地域団体の業務に係る兼職兼業の許可を行った場合、当該活

動が学校の業務である学校部活動との切れ目がないような場合は、正規の勤務時間終了時に学校部活動から地域団体の業務に自動的に切り替わると整理することは出来ません。

### (3) 教員の健康管理

教員が兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事する場合において教育委員会 は、地域団体における業務内容や当該教員の労働時間等を十分に把握し、当該教員の心身の健康管理を行う必要があります。

そのため、あらかじめ確認する事項として、地域団体の業務内容、雇用形態、雇用期間、業務内容、労働時間の通算の対象となるか否かの確認など、兼職兼業の許可後にも定期的に確認しなければなりません。

また、こうした確認を適切に行うため、あらかじめ教員から申告するなど、具体的な確認方法を決めておき、教員だけではなく、学校や教育委員会も地域団体との連携を図り、教員の健康管理を十分に行うよう留意します。

### (4) 事故が発生した場合

地域部活動での活動時に事故が発生した場合は、地域団体や大会主催者がその責任を負うこととなります。そのため、仮に教員が兼職兼業により地域団体の業務に従事している際に事故が発生した場合は、当該教員が事故の責任を負うこととなります。

そのため、地域団体において一括した保険に加入するか、補償対象者や範囲等を確認し、必要に応じて教職員本人も保険に加入するよう推奨します。

### (5) 学校の本来業務との関係

兼職兼業は、学校や教員の本務に支障がない場合に許可されるものですが、その趣旨に沿って適切に判断されることが必要です。

例えば地域団体の活動に従事する予定であった時間において、教師としての勤務が急きよ必要となった場合には、教師として当該勤務に当たることができるようにしておく必要があります。

#### (6) 部活動指導員との兼職兼業

教員が自身が勤務する学校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、学校部活動として行う指導は校務分掌として教員が実施するものであるところ、こうした時間も含めて給特法により勤務時間の内外を包括的に評価して教職調整額が支給されていることを踏まえると、このような兼職兼業は基本的には想定されていません。

また、教員が他校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについても同様に兼職兼業には想定されていません。